

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、福島県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和6年3月1日

第1 試験日及び時間

(1) 「学科の試験」

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1) 二級建築士 令和6年7月7日(日) | |
| 学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規) | 10:10～13:10(3時間) |
| 学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工) | 14:20～17:20(3時間) |
| 2) 木造建築士 令和6年7月28日(日) | |
| 学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規) | 10:10～13:10(3時間) |
| 学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工) | 14:20～17:20(3時間) |

(2) 「設計製図の試験」

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1) 二級建築士 令和6年9月15日(日) | 11:00～16:00(5時間) |
| 2) 木造建築士 令和6年10月13日(日) | 11:00～16:00(5時間) |

第2 試験地

(1) 「学科の試験」

- 1) 二級建築士 郡山市
- 2) 木造建築士 郡山市

(2) 「設計製図の試験」

- 1) 二級建築士 郡山市
- 2) 木造建築士 郡山市

第3 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和6年4月1日(月)午前10時から4月15日(月)午後4時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和6年4月8日(月)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部(電話:03-6261-3310)に申し出ること。

第4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和5年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和2年から令和5年のいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行うこと。

第5 受験票の交付等

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの。以下同様。)については、原則として、令和6年6月21日(金)頃、受験有資格者にマイページ(※)において交付する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和6年

6月21日（金）頃、受験有資格者に発送する。

※マイページ：インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページ。

第6 合格者の発表及び合否の通知

令和6年12月5日（木）（予定）。なお、「学科の試験」については、令和6年8月26日（月）（予定）

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

第7 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ等に公表する。

第8 その他

- （1）「設計製図の試験」の課題は、令和6年6月12日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。
- （2）受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

（福島県建築指導課）